

(書式2-2-1-3)

不動産を代償分割する場合の遺産分割協議書の条項

第〇条 長男〇〇〇〇は下記記載の不動産を取得する。

記

(1) 土地

所 在 〇〇市〇〇町〇〇丁目

地 番 〇〇番〇〇

地 目 〇〇

地 積 〇〇平方メートル

(2) 建物

所 在 〇〇市〇〇町〇〇丁目 〇〇番地〇〇

家屋番号 〇〇番〇〇

種 類 〇〇〇〇

構 造 〇〇〇〇

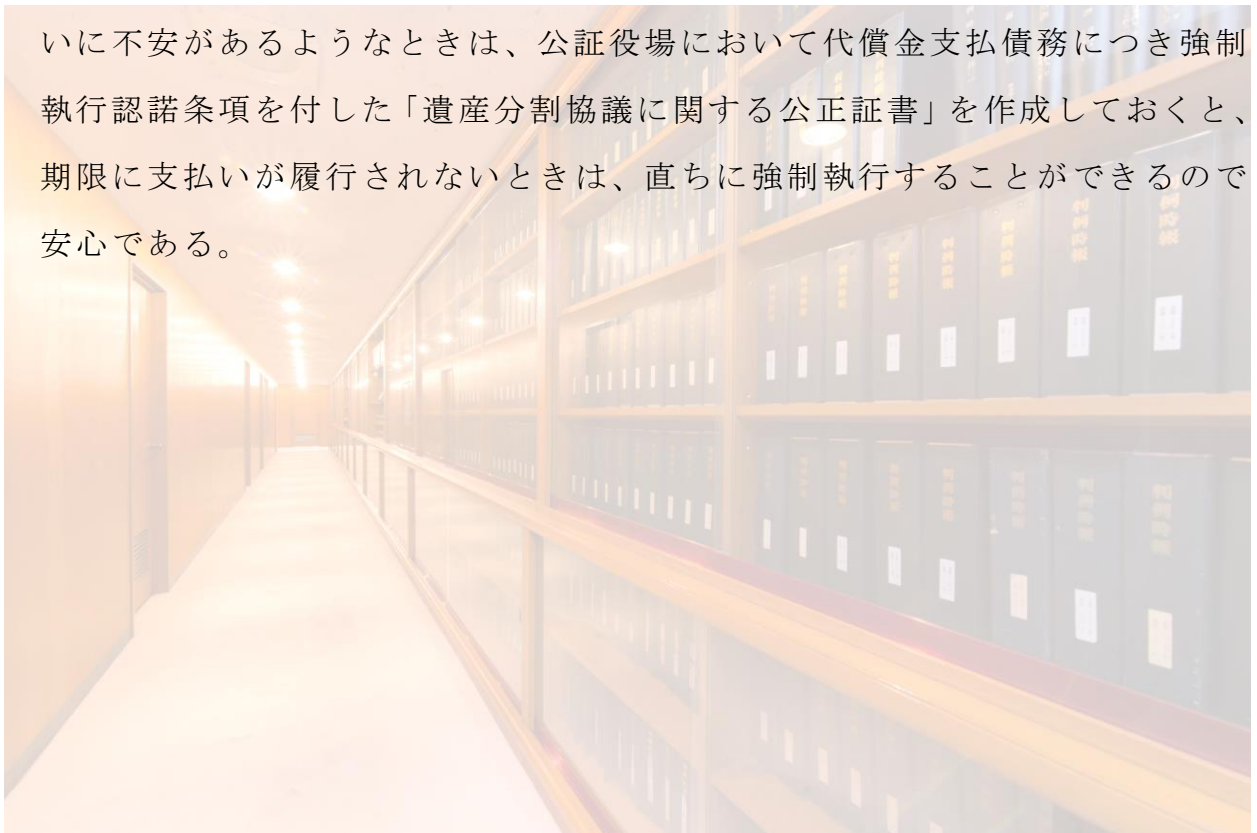
床面積 〇〇平方メートル

- 2 長男〇〇〇〇は、二男〇〇〇〇に対し、前項の不動産を取得した代償として、金〇〇〇〇万円の債務を負うものとし、これを平成〇〇年〇〇月〇〇までに、二男〇〇〇〇の指定する口座に支払う（振込手数料は長男〇〇〇〇負担とする）。

解説

不動産の分割又は共有ができないため相続人の1人の取得が多くなるような場合の不均衡の調整として、あるいは金銭のみの取得を希望する相続人がいる場合の解決策として、代償分割の方法が利用される。代償金の支払いは、分割払にすることもできる。

負担した代償金支払債務を履行しないときでも、遺産分割協議を民法第541条によって解除することはできない。もしも将来における代償金の支払いに不安があるようなときは、公証役場において代償金支払債務につき強制執行認諾条項を付した「遺産分割協議に関する公正証書」を作成しておくことで、期限に支払いが履行されないときは、直ちに強制執行することができるので安心である。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所